

令和5年度北海道機構集積協力金配分基準

経営第488号

令和5年(2023年)7月24日

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記3の第11の5に基づき、機構集積協力金交付事業の交付対象の配分基準について、次のとおり定める。

記

第1 配分の単位

道は、市町村に対し、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業及び経営転換協力金交付事業の事業ごとに配分を行う。

第2 配分基準

- (1) 道は実施要綱別記3第4の1による補助の範囲内で配分額を決定する。
- (2) 配分の優先順位は以下のとおりとする。

優先順位	事業別
1	〈地域集積協力金〉（*中山間地域） 〈集約化奨励金〉
2	〈地域集積協力金〉（一般地域）
3	〈経営転換協力金〉

第3 配分額の算定等

- (1) 算定の基礎となる所要額は実施見込み調べにより報告される所要見込み額を基礎とする。
- (2) 国の配分額が所要額を下回った場合は、第2の(2)の優先順位を踏まえ、次の表に記載する事業ごとの調整率の範囲内で配分額を決定する。

○調整率

事業名	調整率
①地域集積協力金交付事業（中山間地域）	100% ～ 90%
集約化奨励金交付事業	100% ～ 90%
②地域集積協力金交付事業（一般地域）	100% ～ 70%
③経営転換協力金交付事業	100% ～ 50%

なお、具体的な調整方法については、以下のとおりとする。

- (ア) 上記①及び②に希望額を配分した場合に、優先順位③の交付額が所要額の下限率50%を上回る場合は、③で調整を行う。
- (イ) 上記①及び②に希望額を配分した場合に、優先順位③の交付額が50%以上を確保できない場合は、③の下限率である50%を維持し、②も含めて調整を行う。
- (ウ) ①に希望額を配分した場合に、②及び③の下限値を維持できない場合は、

- ①も含めて調整を行う。
- (エ) 当初配分の段階から、①、②及び③それぞれの下限値を維持できない場合は、下限値で調整した後不足する額を各事業に按分して調整する。
- (3) 配分基準により、所要額が調整される場合でも、各事業の交付要件に影響を与えるものではないものとする。

第4 その他

本配分基準は、北海道における農地中間管理事業の推進を図る観点から、必要に応じ見直しを行う。

* 中山間地域・・・実施要綱別記3第5の3の(3) 中山間地域の交付単価の適用範囲等に定める範囲